

平成30年度 行政評価の概要

1 評価対象

「公の施設」を評価対象とする。

「公の施設」とは、地方自治法第244条第1項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、各分野において様々なサービスを提供する場として重要な役割を担うものである。

このことから、施設の効果的で効率的な管理運営やサービスの向上等を図るため、管理運営状況や利用状況等を把握するとともに、指定管理者制度導入や委託についての検討状況も確認し、それらを総合的に評価する。

2 対象施設

公の施設 743 施設のうち、小中学校、市立旭川病院、水道・下水道事業を除外した 661 施設のうち、正職員（再任用含む）が常駐する施設及び平成 29 年度包括外部監査で意見が付された施設の合計 68 施設を対象とする。

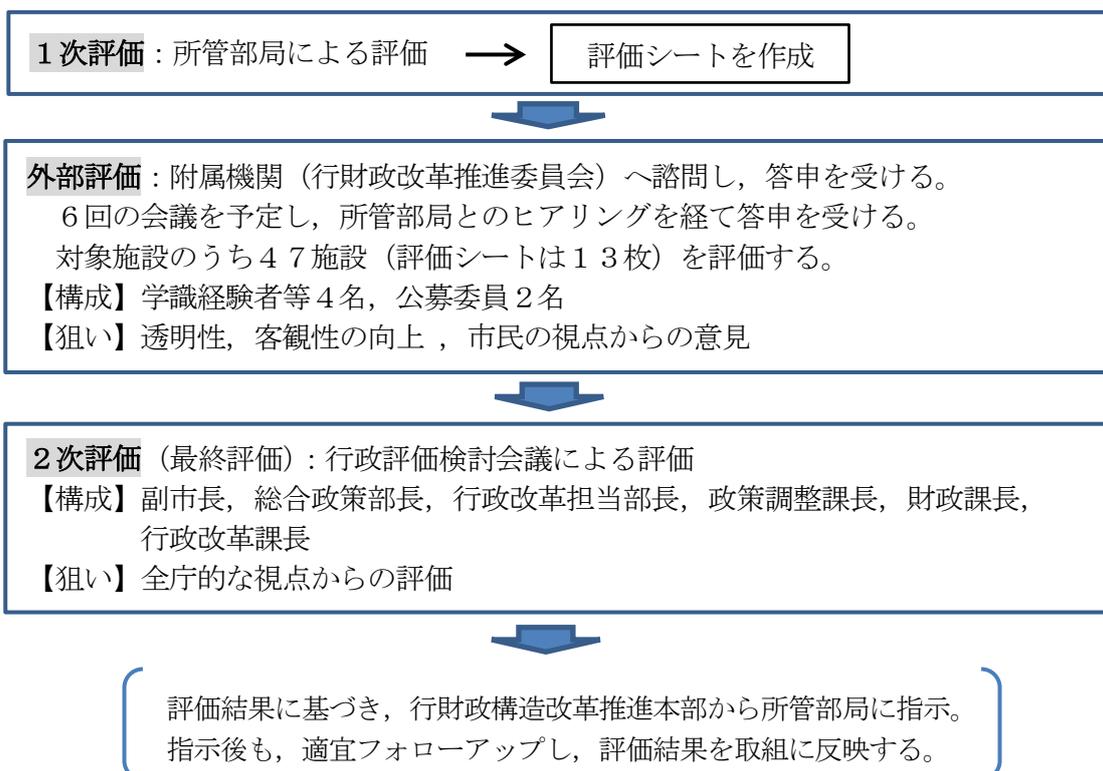
3 選定理由

- (1) 平成 29 年度 包括外部監査結果における意見
 - ・直営施設における指定管理者制度移行への検討と説明責任が、意見として付された。
- (2) 新たな公共施設の在り方とマネジメント
 - ・人口減少や少子高齢化の進展、施設の老朽化への対応が求められている。
⇒公共施設等総合管理計画と使用料・手数料の見直しと歩調を合わせる。
- (3) 評価サイクル
 - ・平成 19 年度、平成 25 年度と施設評価を実施しており、前回から 5 年が経過している。

4 評価の視点

- ・管理運営形態の見直しができないか（指定管理制度を導入できないか）
- ・利用状況とコストのバランスは適切か
- ・提供しているサービスに改善の余地はないか など

5 評価の流れ



平成30年度 行政評価対象施設一覧

NO	施設名	所管部	うち附属機関に諮問
1	市立新旭川保育所	子育て支援部	○
2	市立近文保育所	子育て支援部	○
3	市立神楽保育所	子育て支援部	○
4	子ども総合相談センター	子育て支援部	
5	愛育センター	子育て支援部	○
6	こども通園センター	子育て支援部	○
7	動物愛護センター	保健所	○
8	工業技術センター	経済部	○
9	工芸センター	経済部	○
10	旭山動物園	経済部	
11	農業センター	農政部	○
12	中央公民館	社会教育部	
13	永山公民館	社会教育部	
14	東旭川公民館	社会教育部	
15	神楽公民館	社会教育部	
16	末広公民館	社会教育部	
17	江丹別公民館	社会教育部	
18	東鷹栖公民館	社会教育部	
19	神居公民館	社会教育部	
20	北星公民館	社会教育部	
21	新旭川公民館	社会教育部	
22	愛宕公民館	社会教育部	
23	東光公民館	社会教育部	
24	中央図書館	社会教育部	
25	末広図書館	社会教育部	
26	永山図書館	社会教育部	
27	東光図書館	社会教育部	
28	神楽図書館	社会教育部	
29	科学館	社会教育部	○
30-1	市民文化会館	社会教育部	
30-2	公会堂	社会教育部	
31-1	大雪クリスタルホール	社会教育部	○
31-2	博物館	社会教育部	○
32	彫刻美術館	社会教育部	
33	市営住宅 36施設	建築部	○

※市民文化会館, 公会堂, 大雪クリスタルホール, 博物館は, それぞれ個別に評価シートを作成

※市営住宅は全体で1枚の評価シート(市営住宅用)を作成